

○交通事故事件捜査要綱の制定について

(平成4年10月7日例規第84号/神交指発第1181号)

最終改正 平成25年3月29日例規第23号神捜一発第12号

各所属長あて 本部長

交通事故事件の捜査を迅速適正に行うため、この度、交通事故事件捜査要綱を制定し、平成4年10月15日から実施することとしたから、次の諸点に留意し、交通事故事件捜査の適正な運用に努められたい。

おって、交通事故事件取扱要綱(昭和48年4月23日、例規、神交指発第170号)は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

交通事故事件の捜査については、従来、交通事故事件取扱要綱(昭和48年4月23日例規、神交指発第170号。以下「旧要綱」という。)により運用してきたところであるが、自動車の増加、道路の拡張整備に伴う交通流の混合、過密化等交通諸情勢の変化を背景に自動車交通に絡む交通犯罪の発生は年々増加し、複雑多様化する傾向にある。

このため、旧要綱に基づく捜査運営では実情にそぐわないものが生じてきたことから、交通事故事件の特性に即した合理的な捜査指揮、捜査体制及び捜査運営の充実を図るとともにその根拠を明確にし、迅速適正な捜査を推進することを目的に要綱を制定したものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 第1章「総則」関係

ア 第1条(目的)のうち「その他別に定めるもの」の主なものは、次のとおりである。

(ア) 神奈川県警察処務規程(昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号)

(イ) 神奈川県警察緊急配備規程(平成4年神奈川県警察本部訓令第25号)

(ウ) 神奈川県警察捜査本部運営規程(平成2年神奈川県警察本部訓令第23号)

(エ) 事件指揮について(昭和41年3月8日 例規、神捜三発第79号、神交一発第114号)

(オ) 自動車安全運転センターが交通事故証明業務を行うことに伴う警察措置について(昭和50年12月11日 丙交指発第36号 警察庁交通局長)

イ 第2条(用語の意義)(1)の事故事件のうち、踏切において進行中の列車、電車に飛び込み自殺を図った事故、建物、陸橋等から道路への飛び降り自殺を図ったため通行車両に轢過され死傷した事故等、明らかに自殺行為と認められるものについては、事故統計に計上しないものとする。

(8)のうち、「その他重要と認められる事故事件」とは、犯行の手段方法、被害の程度、捜査の難易等から判断して客観的に重要と認められる事故事件をいう。

(9)のうち、「社会的反響が大きいと認められる事故事件」とは、あらかじめ統一的、定型的に規定することは困難であることから、個々の事故事件ごとにその重大性、悪質性、規模及び態様、継続して犯行が繰り返される可能性並びに発生時の社会的反響等諸事情から総合的に判断して決定することとなる。

ウ 第3条(事故事件捜査の基本方針)のうち「明らかに刑事責任を追及することができない場合」とは、捜査した結果、客観的事実等から事故事件にかかわる故意犯又は過失犯が成立しない場合のことをいう。ただし、自過失事故の場合で、道路交通法違反として送致する場合については、この限りでない。

エ 第4条(臨場の義務)は、物件事故のうち現場見分省略要件該当以外の事故事件の発生を認知した警察官の臨場の義務を定めたものであり、特に臨場後に管轄外と判明した場合の措置について明確に規定したものであるが、このうち「必要な措置」とは、第8条(捜査上の配意事項)、第9条(現場臨場時の措置等)、第9条の2(死体の解剖等)、第18条(緊急配備等)及び第19条(ひき逃げ事件現場における措置)を指す趣旨である。

オ 第6条(事故事件の捜査指揮)は、重大事故事件発生時の交通課長等の事故事件現場への臨場義務と、捜査指揮の責任を明確に定めたものであり、(5)に掲げる「必要な措置」とは、交通課長等が指揮統轄し捜査体制を編成して早期に捜査を完遂することをいう。

カ 第7条(捜査記録の管理保管)の(1)のうち「未解決ひき逃げ事件等」とは、あて逃げ事件を含み、かつ、「必要な記録を作成」とは、捜査結果に基づく一連の司法書類の作成の意である。

なお、捜査記録とは、一連の司法書類のほか、見分記録(メモ)、実況見分等により撮影したネガフィルムを含む。

また、(3)の管理保管方法は、原則として交通事故事件簿に關係書類を添付して管理保管することであるが、關係記録の量等により交通事故事件簿とともに管理保管することができないときは、別簿冊等の方法により管理保管してもよいものとする。この場合には、交通事故事件簿に保管状況を朱書する等して明らかにしておくものとする。

(2) 第2章「事故事件の捜査」関係

ア 第8条(捜査上の配意事項)は、先着警察官及び捜査担当者の心構えを示したもので、冷静沈着に状況を判断の上、受傷事故の防止をはじめ、措置すべき事項の基本的留意事項を明示した。

また、(5)の警告若しくは交通遮断等の措置を講ずる場合には、緊急度に応じた言動、誘導等を行い、特に威圧的な言動等により誤解が生じることのないよう配意すべきことを定め、特に(6)は、事故現場における二重事故の防止について定めたものであるが、「注意を喚起する措置」とは、赤色回転灯、セイフティーコーン、誘導板等の各交通捜査資器材を有効活用することによって受傷事故を含め二重事故の防止を図ることである。

イ 2の(1)、(2)は、過失の認定に当たっては、衝突直前の状態のみを重視して危険状態を惹起するに至った原因の究明を怠り、あるいは、一方の当事者の主張をうのみにして当事者の過失がないと判断することのないよう、合理的かつ総合的判断により過失の有無及び程度を認定するとともに、特に実況見分に当たっては、事故処理若しくは後始末であるとの従来の固定観念を払拭し、すべて犯罪捜査の一環として行うものであることを認識して行わなければならない。

(3)は、ステレオカメラ等交通捜査資器材の活用による科学的かつ効率的な捜査を行うよう定めたもので、ステレオカメラの配置署にあつては、簡約特例書式適用事件以外の事件を撮影対象とするが、特に危険運転致死傷罪と嫌疑される事件、死亡事故事件、鑑定を依頼する必要がある事件等の重要事件には、積極的な活用に努めなければならない。

(7)は、間接責任等の追及について定めたものであるが、事故事件に関連する間接責任追及に当たっては、事故事件捜査に忙殺されて、無免許運転、過労運転、著しい速度超過、積載制限、放置駐車、不正改造等が原因となった事故等、雇用者、管理者の下命容認、指定自動車整備事業者らによる不正車検等の間接責任追及捜査に欠けることのないよう、捜査の徹底を図るものとする。

交通事故事件に係る道路交通法以外に規定する故意犯を例示すると、殺人罪(同未遂)、傷害致死罪、危険運転致死傷罪、犯人隠避罪、証拠隠滅罪、保護責任者遺棄致死罪、遺棄致死罪、建造物損壊罪、器物損壊罪、詐欺罪(同未遂)、往来危険罪等があるが、これらを積極的に適用して故意(未必の故意)の追及を図ることに努めるものとする。

ウ 第9条(現場臨場時の措置等)第1項の現場保存措置は、事実認定を行うに当たり重要な要素となるため、その保存措置に当たっては慎重に行い、いやしくも軽率な判断に基づいて流水等により証拠資料を散失させないように、平素から教養を行う等して特に配慮しなければならない。

エ 第9条第2項の死傷者に対する措置は、事故事件発生の際の死者の措置及び負傷者の救護措置等について定めたものであるが、同項第1号は、救護措置のみではなく収集資料等に基づき死傷者の家族、雇用者等に連絡することを含み、同項第2号のうち「必要な措置」とは、明らかに死亡と認められる死者に対してはシート等で覆い、又は囲い等を講じ、大衆の目に触れることの防止措置をとるべき意であり、同項第3号は、死傷者の所持金品等の取扱いは慎重に行い、関係書類の作成をもってその手続を定め、同項第4号のうち「適切な方法」とは、発生実態を捉えた広範囲な広報活動(例 ヘリコプター活用)及び指紋採取、所持金品等からの割り出し等の捜査活動をいう。

オ 第9条の2(死体の解剖等)は、死体解剖及び検視については、死亡事故事件の場合、とかく公判廷において因果関係立証上問題視されるところから、死体解剖等すべき場合及びその手続について規定したものである。

カ 第10条(捜査書類)は、旧要綱では不明確であった事故事件に関する捜査書類の作成根拠について、本要綱により明確に規定したものである。

(3) 第3章「事故事件の組織捜査」関係

ア 第13条(捜査本部事件の捜査)は、神奈川県警察捜査本部運営規程(平成2年神奈川県警察本部訓令第23号。以下「規程」という。)に基づく交通部主管にかかわる「捜査本部の開設」について定めたものである。

本要綱第2条(用語の意義)(8)、(9)に定める重大事故事件及び特異重大事故事件のうち警察本部長(以下「本部長」という。)が必要であると認めた事故事件については特別捜査本部、前記以外の事故事件のうち本部長が必要であると認めた場合に

は捜査本部、をそれぞれ開設することができることを明確にするとともに、特別捜査本部又は捜査本部が開設された場合の組織捜査及び運営について定めた。

イ 第14条(合同捜査)は、従来における交通事故事件の組織捜査体制は明確なものがなく事件発生の都度捜査体制を確立し、実施してきたところであるが、自動車交通に絡む交通犯罪は年々増加し、特に潜在化する交通特殊事件及び暴走族集団による共同危険行為等が広域的に連続発生するなど悪質巧妙化する一途である。このため、規程に定めた捜査本部の開設に至らない事故事件のうち数警察署(隊)管内にわたって広域的に発生し、若しくは発生が予想される事件に対しては、事件の重要度に応じて交通部長が必要と認めた場合に署長等の同意のもとに合同捜査を行うことができることを定め、組織捜査体制の強化を図ったものであり、合同捜査体制については、交通部長が関係署長等と協議の上専従捜査員をもって捜査体制を編成し、関係署長はあらかじめ指定された指定捜査員等の差し出しを行うものとした。

ウ 第15条(捜査員等の応援派遣)は、本部交通部主管課員の応援派遣及び警察署(隊)間における応援派遣について定めたものであるが、3のうち「別に定めるところにより」とは、神奈川県警察処務規程第19条(応援要請)によるものであることの意味である。

(4) 第4章「ひき逃げ事件の捜査」関係

ア 第17条(交通課長等の責務)は、第6条(事故事件の捜査指揮)1の(1)に規定した交通課長等の臨場義務のほかに改めて臨場義務を課したのは、ひき逃げ事件の特殊性から捜査指揮を交通課長等に求めたもので、かつ、「横断的組織捜査体制」とは、挙署体制という意であり、従来各署ごとに捜査体制が不均衡であることから、その重要性を明確に求めたものである。

イ 第18条(緊急配備等)の(2)・(3)は、神奈川県警察緊急配備規程に基づく緊急配備が適用されない事件の手配及び協力関係について規定したものであるが、手配の時間、交通事情等を考慮し、手配の乱発や形式的な手配は避けることに配慮するものとする。

ウ 第21条(捜査体制の確立)は、ひき逃げ事件、あて逃げ事件全般にわたる捜査体制について規定したものであり、捜査に当たっては、可能な限りの捜査体制を編成して行うものとし、その進展状況については、被害者連絡を実施して警察に対する信頼と協力関係を保持するものとする。

エ 第22条(捜査依頼)は、捜査上特に必要ある場合で、次に掲げる事項について捜査依頼を行うものとする。なお、他の都道府県警察に対して行う場合は、犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)に準拠するものとする。

(ア) 被疑者、容疑者の所在捜査

(イ) 被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ

(ウ) 参考人の呼出し又は取調べ

(エ) 加害(容疑)車両の捜査

(オ) その他必要な事項

オ 第23条(民間協力体制の確立)は、本来事件捜査に協力し、その功労が顕著な者(団体)に対しては、神奈川県警察表彰規程に基づき表彰すべきものであるが、改めて

規定したのは、ひき逃げ事件の特殊性と時代の変化に対応した観点からの策であり、同表彰規程を積極的に適用して表彰措置を講じるよう配意しなければならない。

(5) 第5章「事故事件の送致(付)等」関係

ア 第26条(事件の送致(付))は、事故事件について捜査を遂げたときは、対応する検察庁に送致(付)しなければならないことを明らかにした。

イ 第27条(事故事件の引継ぎ)は、異動、長期入院等により事故事件の捜査が遅延して紛議が生じることがないように、交通課長等に引き継ぐことにより、その管理責任を明確にした。

(6) 第6章「事故事件の報告等」関係

ア 第28条(事故事件の速報)は、重大事故事件の指揮を適正に期するため、別記第1、2に定める事故事件を認知した時点から速報することを義務づけた。

イ 第29条(事故日報)は、事故事件の発生状況を掌握するため、交通事故管理システムにより行うこととした。

ウ 第30条(自動車安全運転センターに対する資料提供)は、従来、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号。以下「センター法」という。)第31条による相互理解の上実施してきたところであるが、「別に定めるところによる」とは、次の警察措置をいう。

(ア) 交通事故に関する各種照会及び事実調査依頼の取扱いは、事故当事者及びその代理人から交通事故に関して照会があった場合においては、交通事故相談と受け止め、必要事項を口頭で教示することとし、かつ、行政機関、司法機関、その他これに準ずる機関から公益上の必要のため特定交通事故に関して照会又は事実依頼があった場合においては、前段同様の必要事項を口頭で回答するか、又はセンター法で定められた交通事故証明書の事故事実に関する記載事項と同範囲の事項を文書で回答すること。

(イ) センターに対する交通事故に関する資料の提供は、交通事故の発生を認知し、事故事実を確認したときは、センター法に定める事故証明様式に必要な事項を記載して作成し、速やかに事故取扱い警察署等から直接送付(信)すること。ただし、人身交通事故については、交通事故管理システムにより送信するものとする。この場合には、交通事故通知書(引継書)又は交通事故証明書送信簿により送付(信)事実を明らかにしておくものとする。

(ウ) センター法に定める事故証明様式の記載内容は、事実の証明であって、事故の過失の認定を行うものではないが、当事者欄(甲、乙)の記載順位によって過失の順位を定めたものと誤解されやすいため、その順位については特に慎重に記載することとし、過失の認定順位が不明確な場合には、捜査の結果を待ってセンターに送付(信)すること。この場合、事故当事者に対してセンターでの事故証明書の発行が遅延することを説明し、誤解を生ずることのないよう情理を尽くすこと。

(エ) センターの作成に係る交通事故証明書交付申請書の用紙を警察署、交番、駐在所、その他警察施設等の窓口に着用紙を備え付ける等して、交付を求めようとする者の便宜供与を図ること。

エ 第31条(行政処分の上申)は、従来から神奈川県公安委員会行政処分規程及び神奈

川県警察本部免許等行政処分取扱規程により実施していたが、本要綱に定めることにより、行政処分の上申義務を明確化し、その責任を課したものである。

交通事故事件捜査要綱

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 事故事件の捜査(第8条―第12条)
- 第3章 事故事件の組織捜査(第13条―第16条)
- 第4章 ひき逃げ事件等の捜査(第17条―第25条)
- 第5章 事故事件の送致(付)等(第26条・第27条)
- 第6章 事故事件の報告等(第28条―第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、交通事故事件の捜査を迅速かつ適正に行うため、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事故事件 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に定める道路において、車両、電車及び汽車(以下「車両等」という。)の交通による人の死傷又は物の損壊のあったもの並びに自動車交通に絡む交通関係法令事件(交通切符事件処理規程(昭和45年神奈川県警察本部訓令第16号)及び交通反則事件処理要領(昭和46年11月15日 例規、神交指発第330号)に定める交通(反則)切符適用事件を除く。)をいう。
- (2) 人身事故 事故のうち人の死傷を伴ったものをいう。
- (3) 物件事故 人身事故以外の事故をいう。
- (4) 死亡 事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。
- (5) 重傷 加療1か月以上の傷害をいう。
- (6) 軽傷 加療1か月未満の傷害をいう。
- (7) 当事者 事故に関係した者をいう。この場合の当事者区分は、次のとおりとする。
 - ア 過失責任の重い者から順に第1当事者、第2当事者、第3当事者
 - イ 過失責任の度合いが同程度又は軽重の判断が困難なときは、被害程度の軽い者から順に第1当事者、第2当事者、第3当事者
 - ウ 過失責任のない当事者については、被害程度の重い者から順に区分
- (8) 重大事故事件 死亡事故、負傷者10人以上の事故、重傷ひき逃げ事件、交通特殊事件、危険運転致(死)傷罪適用事故事件その他重要と認められる事故事件をいう。
- (9) 特異重大事故事件 重大事故事件のうち、社会的反響が大きいと認められる事故事件をいう。
- (10) ひき逃げ事件 人身事故の当事者である車両等の運転者、その他の乗務員が、法

第72条第1項に規定する必要な措置を講じなかった場合の事故事件をいう。

(11) あて逃げ事件 物件事故の当事者である車両等の運転者、その他の乗務員が、法第72条第1項に規定する必要な措置を講じなかった場合の事故事件をいう。

(12) 故意犯事件 刑法上の故意が認められる事故事件をいう。ただし、車両等を凶器とした殺人、傷害事件等の他主管部に属する犯罪を除く。

(13) 合同捜査 2以上の所属が合同で行う捜査をいう。

(事故事件捜査の基本方針)

第3条 事故事件の捜査は、客観的事実に基づき当事者、目撃者等の供述により事実認定を行うものであるため、捜査が長期化することによって事実関係が不明確となり、その立証が困難となることを認識し、可能な限り迅速かつ適正に捜査を行い、明らかに刑事責任を追及することができない場合を除き、早期に全件送致しなければならない。

(臨場の義務)

第4条 警察官は、事故事件発生の届出を受け又は現認したときは、管轄のいかんを問わず直ちに現場に臨場し、事故事件の規模、内容等を冷静かつ迅速に把握し、必要な措置を講じなければならない。ただし、管轄区域外の場合には、負傷者の救護等の措置を講ずるほか、現場保存に努め、発生管轄区域内の警察官の現場到着を待って確実に引き継ぐものとする。

2 交通事故現場に臨場した警察官は、交通事故現場臨場簿(第1号様式)により、事故の取扱状況を明らかにしなければならない。

(事前の措置)

第5条 警察署長、第一交通機動隊長、第二交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)は、事故事件の捜査を迅速的確かつ安全に行うため、事前に次の各号について措置しておかなければならない。

(1) 事故事件発生に際し、迅速かつ適正な捜査活動を行うため必要な知識及び技術等についての教養訓練の実施

(2) 事故事件捜査に対応できる勤務体制の確立

(3) 交通関係法令事件の情報収集体制の確立

(4) 関係機関との連絡体制の確立

(5) 医療機関の収容体制及び連絡方法の掌握

(6) 要請可能なレッカー車、クレーン車等の特殊作業車(者)の把握

(7) ひき逃げ事件捜査に必要な基礎資料の整備

(8) 事故事件捜査に必要な交通捜査資器材の整備

(事故事件の捜査指揮、管理)

第6条 事故事件の捜査指揮については、事件指揮について(昭和41年3月8日 例規、神捜三発第79号)の定めるところによるほか、次の各号によるものとする。

(1) 署長等は、管内において神奈川県警察処務規程(昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号)別表第3に定める交通部主管の速報事項が発生した場合は、警察署の交通課長(交通第二課長及び交通地域課長を含む。)並びに第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊の中隊長(以下「交通課長等」という。)を速やかに臨場させ、捜査全般の指揮をさせなければならない。

- (2) 交通課長等は、管内において発生したすべての事故事件についての的確に把握し、捜査の方法、適用法条、挙証判断、身柄措置等捜査の遂行に必要な事項を具体的に指揮し、捜査の適正を期さなければならない。
- (3) 交通課長等は、事故事件を取扱い又は事故事件取扱いの報告を受けたときは、交通事故事件簿(第2号様式)等により署長等の指揮を受けなければならない。
- (4) 交通課長等は、捜査の結果明らかに刑事責任が追及できない場合には、関係書類を添付して、署長等の指揮を受けなければならない。
- (5) 交通課長等は、交通事故事件記録保管表(第3号様式)により随時、捜査の進展状況を点検し適正な指示、指導を行い、捜査が著しく遅延している事件については必要な措置を講じなければならない。
- (6) 交通課長等は、交通事故管理システムから交通事故事件管理簿(第4号様式)及び未登録事件一覧表(第5号様式)を出力し、人身事故の捜査の進展状況を把握して捜査指揮及び事件管理の徹底を図り、毎月署長等に報告するとともに、2か月以上の未送致事故事件については、捜査遅延の理由についても併せて報告するものとする。
- (7) 交通課長等は、捜査員の活動状況を把握し、併せて具体的指示の徹底を図るため、捜査日誌(第6号様式)により毎日の捜査員の捜査(勤務)状況を管理しなければならない。

2 「事件指揮について」に定める警察本部長指揮事件(以下「指揮事件」という。)のうち、軍人、軍属等の次に掲げる事故事件は、署長指揮事件とする。ただし、将官、佐官、司令官、隊長、その他これに準ずる重要な職にある軍人、軍属等の犯罪及び強制捜査を要する事件を除く。

- (1) 軽傷の人身事故
- (2) 被害額30万円未満の物件事故

(捜査記録の管理保管)

第7条 署長等は、適正な捜査関係記録の管理保管に資するため、次の各号に掲げる事項について措置しなければならない。

- (1) 未解決のひき逃げ事件等について必要な記録を作成し、継続捜査を行わせるとともに、その経過を明らかにして、証拠物とともに管理保管すること。
- (2) 交通事故事件簿は、年間一連番号順に編てつして管理、保管すること。
- (3) 明らかに刑事責任が追及できない等の理由により措置した場合は、交通事故事件簿及び関係書類を適正に管理保管すること。

第2章 事故事件の捜査

(捜査上の配慮事項)

第8条 警察官は、事故事件を取り扱う際は、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 事故事件の捜査及び臨場に際しては、交通捜査資器材を活用する等して受傷事件の発生防止に努めること。
- (2) 事故事件関係者については、自動車運転免許証、自動車検査証等の提出を求め、身元及び車両関係を確認して記録すること。
- (3) 冷静を保ち、言動を慎み、迅速かつ適正を旨とし、厳正公平な取扱いに努めるこ

と。

- (4) 事故事件に伴う交通渋滞が生じた場合は、速やかに正常な交通に復するよう努めること。
 - (5) 事故事件により、建造物の損壊、電線の切断、危険物の流出・散乱等により危険状態にあるときは、付近住民及び現場通行車(者)に対して警告若しくは交通を遮断する等、災害防止のための措置を講じること。
 - (6) 事故事件現場にい集する群衆及び通行車両に対し、注意を喚起する措置を講じ、適切な整理誘導を行い、二重事故の発生防止に努めること。
- 2 捜査を担当した警察官は、事故事件の原因等真相を究明するため、次の点に配意しなければならない。
- (1) 事故事件関係者の主張を十分聞き取り、現場のこん跡、目撃者の証言等の客観的状況に基づき公正に判断すること。
 - (2) 実況見分は、迅速、綿密、正確に現場の状況を観察し、事故事件の真相を明らかにするよう努めること。
 - (3) 実況見分を行うに当たっては、ステレオカメラ等交通捜査資器材を積極的に活用し、科学的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (4) 当事者、目撃者、参考人等に対する早期取調べ及び事情聴取に努めること。
 - (5) 取調べに当たっては、一方の当事者の主張のみを聴取し、他方を不当に不利な取扱いを行ったという観念を持たれることのないよう配意すること。
 - (6) 逮捕権の運用に当たっては、交通犯罪の特殊性及び刑事訴訟法の規定により、個々の事故事件について逮捕の要件を十分検討の上適正に運用すること。
 - (7) 事故事件に関連する間接責任及び故意犯事件については、積極的にその責任を追究すること。

(現場臨場時の措置等)

第9条 事故事件現場に臨場した警察官は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 現場保存は、事件事故の実態及び交通流、道路形態等に応じた保存範囲を定め、交通規制措置を講じること。
 - (2) 死傷者の救護、危険防止の措置等を講ずるときは、死傷者の位置、方向及び姿勢並びに事件関係者(車)相互の位置、スリップ痕、血痕、遺留物件等の状態を路面に表示する等適切な現場保存を行うこと。
 - (3) 現場で発見された証拠資料で、変質、滅失又は散逸のおそれのあるものは、写真撮影を行うなどの方法により、証拠価値を保全したのち収集保管すること。
- 2 前項の場合において、死傷者に対しては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 明らかに即死と認められる場合を除き、負傷者があるときは、直ちに救護の措置を講じること。
 - (2) 死亡者に対しては、礼を失することのないように留意し、その名誉等を害さないよう、必要な措置を講じること。
 - (3) 死傷者の所持金品等は、確実に保管し、その受渡しは関係書類をもって明らかに

措置すること。

- (4) 死傷者の身元が不明の場合は、速やかに手配するとともに、報道機関に依頼する等適切な方法により、その身元の発見に努めること。

(死体の解剖等)

第9条の2 署長等は、次に掲げる死亡事故事件については、死体を解剖して死因究明に努めなければならない。

- (1) 死因が不明の場合
- (2) 多重びき事故事件等で、関係当事者の与えた傷害の軽重が不明の場合
- (3) ひき逃げ事件で、加害車種の推定等捜査に必要な場合
- (4) 事故後相当の期間を経過して被害者が死亡した事案等で、当該事故との因果関係が明らかでない場合
- (5) 前各号のほか、捜査上必要と認められる場合

2 前項の場合において、死体の解剖等を行うに当たっては、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)等関係法令に定める手続を完遂し、適正捜査に努めるものとする。

3 死亡者の身元が不明の場合に係る引渡しその他行政上の手続については、死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)に定めるところにより措置するものとする。

(捜査書類)

第10条 事故事件に関する捜査書類の作成は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、犯罪捜査規範、司法警察職員捜査書類基本書式例、交通事故事件の捜査書類の特例について(平成12年12月18日 例規第52号、神交指発第861号)及び交通法令違反事件の取扱い及び捜査書類の特例について(平成12年12月18日 例規第53号、神交指発第862号)等に定める書式に基づいて作成するものとする。

(物件事故の取扱い)

第11条 物件事故の取扱いについては、物件事故処理要領の制定について(昭和44年12月20日 例規、神交指発第379号、神交企発第525号)の定めるところによる。

(外国人関係事故事件の捜査)

第12条 外国人が当事者となった事故事件の捜査を行う場合は、外国人関係交通事件捜査要綱(平成4年10月7日 例規第85号、神交指発第1182号)の定めるところによる。

第3章 事故事件の組織捜査

(捜査本部事件の捜査)

第13条 本部長は、第2条第8号及び第9号に規定する重大事故事件及び特異重大事故事件を認知し、必要があると認めるときは、神奈川県警察捜査本部運営規程(平成2年神奈川県警察本部訓令第23号。以下「規程」という。)の定めるところにより、特別捜査本部を開設するものとする。

2 本部長は、前項以外の事故事件について必要があると認めるときは、規程の定めるところにより捜査本部を開設することができる。

3 特別捜査本部又は捜査本部の組織及び運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによるものとする。

4 規程第13条第3項に定める特別捜査員等の指定及び運用は、交通事件指定捜査員運用要綱の制定について(平成4年6月17日 例規第67号、神交指発第624号。以下「指定捜

査員運用要綱」という。)の定めるところによるものとする。

(合同捜査)

第14条 交通部長は、広域に渡って発生し、又は発生が予想される事件に関し、組織捜査の必要があると認めるときは、関係署長等の同意を得て、合同捜査を行うことができる。

2 交通部長は、合同捜査を迅速、効率的に行うため、関係署長等と協議の上、指定捜査員運用要綱に定める関係警察署等の指定捜査員等を招集し、必要な捜査体制を確立するものとする。

3 合同捜査の運営に関し必要な事項は、前条第4項に準じ、交通部長が定めるものとする。

(捜査員等の応援派遣)

第15条 交通部長は、事故事件について捜査のため必要があると認めるときは、本部交通部主管課員(以下「本部捜査員」という。)を警察署、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)に応援派遣するものとする。

2 署長等は、事故事件の捜査に当たり、必要があると認めるときは、交通部長(交通部交通捜査課長(以下「交通捜査課長」という。)経由)に対して本部捜査員の応援派遣を要請することができる。

3 署長等は、事故事件の捜査に当たり、応援を必要とする時は、別に定めるところにより、他の署長等に対し、応援派遣を求めることができる。

4 前2項により応援派遣された本部捜査員及び署(隊)員は、署長等の命を受け、警察署員等と協力の上捜査に当たるものとする。

(ステレオカメラ等の派遣)

第16条 ステレオカメラ等を利用して実況見分等を行う必要があると認めるときは、ステレオカメラ等の運用要領の制定について(平成4年7月1日 例規第71号、神交指発第715号)の定めるところにより行うものとする。

第4章 ひき逃げ事件等の捜査

(交通課長等の責務)

第17条 交通課長等は、ひき逃げ事件を認知した場合は現場臨場の上事件全般を掌握して捜査員を指揮統制し、事件解決のため横断的組織捜査体制の構築に努めなければならない。

(緊急配備等)

第18条 警察官は、ひき逃げ事件を認知した場合は、次の措置を取らなければならない。

(1) 死亡、重傷のひき逃げ事件については、神奈川県警察緊急配備規程(平成4年神奈川県警察本部訓令第25号。以下「配備規程」という。)の定めるところによる。

(2) 配備規程に基づく緊急配備が発令されない軽傷のひき逃げ事件及びあて逃げ事件については、車両の登録番号、車体表示、その他車両の特徴等から手配できる場合、又は通過車両の登録番号の記録等捜査資料を得るため必要があると認めるときは、隣接警察署等へ必要な手配をすること。

(3) 前号の手配を受けた警察署においては、速やかに所定の場所に警察官を配置して検問を実施し、通過車両の登録番号を記録する等手配警察署の捜査に協力するものとする。

(ひき逃げ事件現場における措置)

第19条 警察官は、ひき逃げ事件現場に臨場し捜査を行うに当たっては、第4条(臨場の義務)、第8条(捜査上の配意事項)、第9条(現場臨場時の措置等)及び第9条の2(死体の解剖等)に規定するほか、次に掲げる捜査活動を行わなければならない。

- (1) 被害者、目撃者、参考人等から逃走車両の登録番号、車種、特徴、逃走方向等の聴取及び必要な追加手配
- (2) 発生直後における現場付近駐車車両の登録番号等の記録
- (3) スリップ痕、塗膜片等の各種捜査資料の発見収集
- (4) 現場付近の聞き込み及び広範囲にわたる広報活動
- (5) 現場を中心とした逃走方向に対する広範囲な検索活動

(現場鑑識)

第20条 ひき逃げ事件の現場鑑識については、交通事故事件現場鑑識活動実施要綱の制定について(平成13年3月29日 例規第30号、神交指発第226号)の定めるところによる。

(捜査体制の確立)

第21条 重傷以上の事件が発生した場合は、直ちに組織捜査体制を構築し、迅速かつ適確な捜査を推進するものとする。

2 前項以外の事件については、必要な捜査体制により、積極的に事件の解決に当たるものとする。

(捜査依頼)

第22条 署長等は、ひき逃げ事件の被疑者の検挙、容疑者(車両)の発見その他捜査を推進する上で特に必要と認めるときは、他の署長等に対して捜査事項を特定し、捜査依頼をすることができる。ただし、他の都道府県警察に対して行う捜査依頼については、主管課(交通部交通捜査課)を経由して行うものとする。

2 前項の捜査依頼を受けた署長等は、速やかに依頼を受けた事項を捜査し、その結果を回答しなければならない。

(民間協力体制の確立)

第23条 ひき逃げ事件被疑者検挙の端緒を得るため、平素から次に掲げる交通関係者等との協力体制を確立しておくものとする。

- (1) タクシー業界等に対する協力要請
- (2) 自動車関係業者に対する協力要請
- (3) 各種講習時等における一般運転者等に対する協力要請
- (4) 報道機関に対する発生時広報の協力要請

2 ひき逃げ事件の捜査に積極的に協力し、その功労が顕著と認める個人及び団体に対しては、神奈川県警察表彰取扱規程(昭和51年神奈川県警察本部訓令第2号)の定めるところにより、積極的に表彰を行い、民間協力体制の確保に努めるものとする。

(基礎資料の収集、整備)

第24条 ひき逃げ事件捜査のため、平素から次の資料を収集整備し、その効果的活用を図るものとする。

- (1) 自動車ガイドブック
- (2) 自動車関係業者名簿

- (3) タクシー及びハイヤー業者名簿
- (4) 新聞、牛乳等販売業者名簿
- (5) 運送業者名簿
- (6) その他必要と認める資料

(被害者連絡)

第25条 ひき逃げ事件の被害者連絡については、神奈川県警察被害者連絡及び被害者支援実施要綱の制定について(平成19年3月30日 例規第17号、神務発第654号)に定めるところによるものとする。

第5章 事故事件の送致(付)等

(事故事件の送致(付))

第26条 署長等は、当該事故事件が刑法の規定に触れ、又は交通関係法令等に違反すると認められる場合は、第3条(事故事件捜査の基本方針)に基づき迅速かつ適正捜査を行い、証拠物とともに送致(付)しなければならない。

2 交通課長等は、交通事故事件の送致(付)に当たっては、事件送致記録確認票(第7号様式)により、その適否等を点検し、署長等の決裁を受けなければならない。

3 物件事故を取り扱った場合の送致(付)等は、物件事故処理要領の制定についての定めるところによる。

(事故事件の引継ぎ)

第27条 事故事件担当者は、人事異動等により継続捜査ができなくなったときは、原則として実況見分等初動段階における捜査記録を作成の上、交通課長等に引き継がなければならない。

2 交通課長等は、前項の引継ぎを受けた場合は、交通事故事件簿等に引継事由、引継年月日、事後の捜査担当者名を朱書きするとともに、交通事故事件管理簿においても、その取扱い状況を明らかにしておかななければならない。

第6章 事故事件の報告等

(事故事件の速報)

第28条 署長等は、別記第1及び別記第2に定める事故事件を認知し又は取り扱ったときは、直ちに発生日時、場所、種別等を本部長(交通捜査課長経由)に電話等により速報するとともに、事後判明した事項は順次追加報告を行い、速やかに交通事故管理システムに入力すること。

2 署長等は、指揮事件に該当する事故事件の指揮伺いについては、前項の速報と併せて行うことができる。

3 交通捜査課長は、別記第1及び別記第2の速報を受けたときは交通事故事件速報を交通事故管理システムから出力し、指揮事件については指揮簿を速やかに作成し、本部長の指揮事項を明らかにしておくものとする。

(事故日報)

第29条 署長等は、管内で発生した人身事故の件数、概要等を交通事故管理システムにより、当日分を翌日の午前5時までに交通部長(交通部当直経由)に報告するものとする。

2 署長等は、前項の報告をしたときは、交通日報(第8号様式)を交通事故管理システムの専用パソコンから出力し、整理、保管しておくものとする。

(自動車安全運転センターに対する資料提供)

第30条 自動車安全運転センター神奈川県事務所(以下「センター」という。)に対する資料提供業務については、別に定めるところによるほか、次の点に留意しなければならない。

- (1) センターに資料提供後、当該事故事件に関する事実に変更が生じた場合は、速やかに変更事項をセンターに電話等により通報などの措置を講ずること。
- (2) 資料を作成するに当たり当事者欄の記載要領は、原則として本要綱に定める当事者の区分に基づき記載すること。

(行政処分の上申)

第31条 署長等は、捜査の結果、過失又は故意により事故事件を惹起したことが判明した場合は、該当事者について神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号)、神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県警察本部訓令第7号)及び運転免許行政処分取扱要綱の制定について(昭和62年2月25日例規第5号、神免発第60号)及び神奈川県警察交通事故管理システム運用要綱の制定について(平成9年2月20日例規第2号、神交総発第68号)の定めるところにより行政処分の上申を行うものとする。

附則・別表・様式(略)